

淡路ファームパークイングランドの丘リニューアルに向けての 検討業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、淡路ファームパークイングランドの丘のリニューアルに向けての検討業務（以下「本業務」という。）に係る最優秀提案者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

1. 目的

淡路ファームパークイングランドの丘（以下「淡路F P」という）は兵庫県が1985年（昭和60年）に整備した「コアラ館」をはじめとする「グリーンヒルエリア」と三原町（当時）が平成13年に整備した「イングランドエリア」から構成され、2025年（令和7年）で40周年を迎えた。この間、グリーンヒルエリアにおいては建物・設備の大きな改修や展示の更新が行われることなく老朽化や陳腐化が進んでいるほか、イングランドエリアもグリーンヒルエリアと並ぶコンテンツとなるまでには至っていない。

本施設の管理を行う南あわじ市は、グリーンヒルエリアの所有者である兵庫県に対し、令和6年度、令和7年度において、二度にわたり淡路F Pの県有施設改修の要望を実施している。

このような現状を踏まえ、兵庫県は、民間活力の活用を含め、淡路F P全体の今後の運営方針や施設改修の在り方について検討するため、令和8年3月に有識者による「あり方検討委員会（以下「検討委員会」という）」を設置。検討委員会から①将来に向けた淡路F Pの役割・機能の考え方、②資産の活用に関する基本的な考え方、③施設の更新・運営における公及び民の役割分担の方向性、④持続的な運営に資する官民連携の可能性について、令和8年12月末までに提言を得ることとなっている。

南あわじ市は、検討委員会における審議を効率的かつ円滑に進めるため、委員会の運営支援と淡路F Pに関するニーズや基礎情報の収集・整理を行い、それぞれの提言に対する審議資料案の作成を担当する。なお、本業務は淡路F Pの在り方を検討するために必要な調査・分析および検討資料の作成を実施し、淡路F Pリニューアルの基本計画策定に向けた方針を定めることを目的としている。

2. 業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 淡路ファームパークイングランドの丘
リニューアルに向けての検討業務 |
| (2) 履行場所 | 兵庫県南あわじ市八木養宜上1401番地 |
| (3) 業務内容 | 別紙淡路ファームパークイングランドの丘
リニューアルに向けての検討業務仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約の締結日から令和9年1月31日まで |
| (5) 契約予定日 | 令和8年6月中旬（下記11） |
| (6) 事業費上限額 | 8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |

※なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すもの。

(7) 支払条件

本業務の委託料は、成果品の検査終了後に支払うものとする。

(8) 担当事務局（書類提出・問い合わせ先）

南あわじ市 商工観光課 観光施設係 〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1（南あわじ市役所本館2階） TEL：0799-43-5221、FAX：0799-43-5321 E-mail：shoukou_kankou@city.minamiawaji.hyogo.jp
--

3. 応募方法

単独企業による提案のほか、複数の企業による共同提案も可とする。ただし、共同提案する場合は構成員の中から代表者を定め、たうえでプロポーザルに参加するものとし、当市との契約の当事者は当該代表者とする。

4. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす法人（複数の企業の場合は代表者及び全ての構成員）とする。なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

- (1) 代表者及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、または禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 最優秀提案者の特定の日までの期間において、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所がある場合には、南あわじ市税に未納がないこと。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (6) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 南あわじ市における請負及び委託業務において、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 公告日時点で、本社・本店又は支店・営業所が平成31年4月1日以降に国又は地方公共団体等において、本業務と同種業務及び類似業務に関し、元請として完成した受注実績を有すること。(共同企業体としての実績は、甲型かつ代表構成員の場合のものに限る。)

5. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは、別紙1「プロポーザル実施スケジュール」のとおりとする。

6. 参加手続き等

本プロポーザルの参加手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 資料の閲覧及び配布

① 閲覧及び配布期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月13日(月)正午まで

(ただし、南あわじ市の休日を定める条例(平成17年南あわじ市条例第10号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)

② 閲覧及び配布場所等

下記③の資料を南あわじ市ホームページに掲載するほか、担当事務局(上記2(8))において閲覧に供するとともに配布する。

③ 閲覧及び配布資料

ア 淡路ファームパークイングランドの丘リニューアルに向けての
検討業務 公募型プロポーザル実施要領

イ 淡路ファームパークイングランドの丘リニューアルに向けての
検討業務仕様書

ウ 淡路ファームパークイングランドの丘園内配置図

※提出書類の様式については、上記「ア」に含む。

(2) 参加表明に関する質問の受付及び回答

参加表明の手続きに伴う本実施要領、仕様書及び様式に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

提出期限：令和8年4月6日(月)正午まで

(ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。)

提出方法：質問書(様式第11号)を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信すること。(口頭等は認めない。)

送信先：担当事務局(上記2(8))

※送信後、必ず電話により受信確認をすること。

回答期限：令和8年4月9日（木）午後5時

回答方法：質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、南あわじ市ホームページに掲載する。なお、回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書の提出及び参加資格の確認等

① 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を添えて参加表明書を提出すること。

提出期限：令和8年4月13日（月）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出先：担当事務局（上記2(8)）

提出方法：持参又は郵送（簡易書留など配達記録が残るものに限る。）

提出部数：各書類 正本1部、副本1部

提出書類：別紙2「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

② プロポーザル参加資格の確認及び通知

①において提出された書類等について、参加資格要件を満たしているか否かを審査・確認し、その結果を参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。正文については、別途郵送により送付する。

ア 参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求められることができる。

イ 上記の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

③ 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送により辞退届（様式第7号）を担当事務局（上記2(8)）へ提出すること。

7. 企画提案に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

提出期限：令和8年4月28日（火）正午まで

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとする。）

提出方法：質問書（様式第11号）を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信すること。（口頭等は認めない。）

送信先：担当事務局（上記2(8)）

※送信後、必ず電話により受信確認をすること。

回答期限：令和8年5月7日（木）午後5時

回答方法：質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、全ての参加者に対し電子メール又はFAXにより送付する。なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール又はFAXにより回答することがある。

8. 企画提案書の提出

提出書類：別紙3「企画提案書提出時提出書類一覧」参照

※文書を補完するために、提出書類にイラスト、イメージ図、図画等を使用することを可とする。

提出期限：令和8年5月14日（木）

（ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。）

提出先：担当事務局（上記2(8)）

提出方法：持参、郵送又は宅配便（郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残るもの、宅配便の場合は、手渡ししたことが証明されるものに限る。）

提出部数：各書類 正本1部、副本9部

（書類は、A4判サイズに統一すること。A3判サイズによる折込項の挿入は可とする。）

9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。なお、実施の詳細等については、後日参加者に通知する。また、ヒアリング等は非公開とする。

実施日：令和8年5月下旬

実施場所：南あわじ市役所 会議室（予定）

出席者：1事業者2名まで

実施内容：1事業者あたり50分程度を予定

（プレゼンテーション：20分程度、ヒアリング：30分程度を予定）

ただし、提案者数が多い場合は、変更することがある。

説明資料：あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明すること。（説明内容が著しく相違又は逸脱した場合は、不適格とする場合がある。）

機材等：ヒアリング等の際に機材等を使用する場合は、担当事務局（上記2(8)）へ事前に申し出ること。なお、機材等のうち机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクターは、必要に応じて事務局で用意する。

順番：ヒアリング等の順番については、企画提案書の受付順とする。

10. 選考要領

(1) 審査委員会

本プロポーザルの特定に関する審査は、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例（平成22年南あわじ市条例第47号）に基づき、南あわじ市プロポーザル審査委員会（以下「審

査委員会」という。)において実施する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査基準等

企画提案書及びヒアリング等の内容に関する審査項目及び審査基準は、別紙4「審査項目及び審査基準の概要」のとおりとする。

(3) 審査方法

審査は、提出書類の審査及びヒアリング等による審査とする。

(4) 選考方法

- ① 各審査委員の採点を集計し、合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。
- ② 集計した合計点数が同点の場合は、企画提案内容の得点が高い者を上位とする。また、企画提案内容の点数も同点の場合は、費用積算根拠の得点が高い者を上位とする。
- ③ 本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施する。
- ④ 各審査委員の採点の平均点が60点未満である場合は、最優秀提案者としない。

(5) 審査結果

審査結果については、書面により通知するとともに、南あわじ市ホームページで公表する。なお、選考の過程は非公開とする。

- ① 最優秀提案者として特定されなかった者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができる。
- ② 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11. 契約の方法等

(1) 契約の締結

上記10により特定された最優秀提案者に対して、本業務の委託契約に係る優先交渉権が与えられるものとする。最優秀提案者とは、速やかに企画提案書をもとに仕様の詳細事項について協議し、その協議に基づいた内容について見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、この協議が不調となった場合、又は最優秀提案者が契約締結するまでの間に下記12の失格事由に該当した場合は、次順位の提案者（基準点未満の者を除く。）と協議できるものとする。

(2) 契約保証金

最優秀提案者は、契約の締結前に契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付しなければならない。ただし、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」という。）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(3) 契約書

原則、本市が用意した契約書様式を使用するものとする。

(4) その他

その他の契約条件は、契約規則及び南あわじ市入札・契約事務取扱要領の定めるところによるものとする。

12. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失うものとする。

- (1) 定められた期限内に企画提案書等必要書類（以下「提案書等」という。）が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 提案書等の内容が、本要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4) 審査委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為を行ったとき。
- (5) 経費見積書に記載されている見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が、「2. (6)」に規定する事業費上限額を上回ったとき。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (7) 事業者選定までの間に、「4. 参加資格」に記載の条件を満たさなくなった場合。
- (8) 前号に掲げるもののほか、審査委員会が不適格と認めたとき。

13. その他注意事項等

- (1) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加報奨金は支払わない。（企画提案に要する費用の一切は、本プロポーザル参加者の負担とする。）
- (3) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された提案書等については返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、最優秀提案者の特定のために使用し、又は複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (6) 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (7) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、市は、提出された提案書等について、採用・不採用にかかわらず、最優秀提案者の特定、本業務の検討、記録及び実施に必要な範囲において、無償で利用（複製を含む）できるものとする。なお、市は、提案者に無断で、本業務の目的以外のために提案書等を使用することはできないものとする。
- (8) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するために、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）に基づき、公表することがある。ただし、同条例の規定に基づき非開示と判断する部分については、その限りではない。
- (9) 同一の参加者（複数の企業による共同提案の場合は代表者）が、複数の企画提案をすることはできない。
- (10) 複数の企業による共同提案の構成員は、単独または複数の企業による共同提案の代表者として、企画提案をすることはできない。
- (11) 複数の企業による共同提案の構成員の変更は認めない。ただし、市長が特に理由がある

と認める場合はこの限りではない。

- (12) 単独で提案した事業者は、複数の企業による共同提案の構成員になることはできない。
- (13) 複数の企業による共同提案の構成員は、同時に他の共同提案の構成員になることはできない。
- (14) 参加申請後に南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止又は南あわじ市契約事務等からの暴力団等の排除に関する特約に基づく除外措置を受けたときは参加資格を失うものとする。
- (15) 提出書類に虚偽の記載をしたことにより失格となった者に対して、指名停止を行うことがある。
- (16) 最優秀提案者は、自らが暴力団等でないことについての誓約書を、上記11.に係る契約の締結前に提出すること。
- (17) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

別紙1 プロポーザル実施スケジュール

内容	期間等
① 公募開始	令和8年4月1日(水)
② 資料の閲覧及び配布期間	令和8年4月1日(水)～4月13日(月)正午まで
③ 参加表明に関する質問書の提出期限	令和8年4月6日(月)正午まで
④ 参加表明に関する質問への回答期限	令和8年4月9日(木)まで
⑤ 参加表明書等の提出期限	令和8年4月13日(月)正午まで
⑥ 参加資格確認通知書の通知及び企画提案書提出の要請	令和8年4月17日(金)(予定)
⑦ 参加資格がないとした理由の説明要求期間	上記⑥通知日翌日から7日以内
⑧ 企画提案書に関する質問書の提出期限	令和8年4月28日(火)正午まで
⑨ 企画提案書に関する質問に対する回答期限	令和8年5月7日(木)
⑩ 企画提案書の提出期限	令和8年5月14日(木)
⑪ ヒアリング等の実施	令和8年5月下旬(予定)
⑫ 審査委員会	令和8年5月下旬
⑬ 最優秀提案者の特定(審査結果通知)	令和8年6月上旬
⑭ 非特定理由の説明要求期間	上記⑬通知日翌日から7日以内
⑮ 最優秀提案者への見積依頼	令和8年6月上旬
⑯ 契約の締結	令和8年6月中旬

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

別紙2 参加表明書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 参加表明書（様式第1号）	正本1部、副本1部
② 事業所概要（様式第2号）	正本1部、副本1部
③ 同種業務実績（様式第3号） ア)平成31年度（令和元年度）以降の主な実績を最低1件（最大3件）記載すること。 イ)記載した業務における契約書の写しを添付すること。	正本1部、副本1部
④ 共同提案事業者概要（様式第4号） ア)共同提案をする場合、その事業所の概要を記載すること。 ※ 共同提案をしない場合は提出不要	正本1部、副本1部
⑤ 業務実施体制（任意様式） ア)どの様な体制（組織・チーム等）で本業務を実施するかを、配置予定技術者を含めて記載すること。	正本1部、副本1部
⑥ 配置予定技術者の経歴調書（様式第8号） ア)配置予定技術者の業務実績を最低1件（最大2件）記載してください。	正本1部、副本1部
⑦ 財務諸表 ア)貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、販売費及び一般管理費並びにキャッシュ・フロー計算書（それぞれ直前決算時のもの）	正本1部、副本1部
⑧ 納税証明書 ★ ア)国税＝（法人）その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 （個人）その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 イ)地方税＝南あわじ市税に係る完納証明書（納期限が到来している南あわじ市税に未納の税額がないことを証明するもの。） ※ 地方税については、本社・本店又は委任を受けた支店・営業所が南あわじ市にある場合のみ	正本1部、副本1部
⑨ 委任状（様式第6号）	正本1部、副本1部

※ 支店・営業所に本業務の契約に関する行為を委任する場合のみ	
⑩ 使用印鑑届 (様式第5号)	正本1部、副本1部
⑪ 印鑑証明書 ★	正本1部、副本1部
⑫ 法人登記の履歴事項全部証明書 ★ ※ 個人の場合は住民票の写し	正本1部、副本1部

※ 上記①から⑪までの書類を1セットとし、正本1部及び副本1部として調製すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。

※ ★印の各種証明書は、証明年月日が参加表明書提出時以前の3ヶ月以内のもの（写し可）を提出すること。

※ ⑨～⑪については、南あわじ市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ提出が必要となる。

別紙3 企画提案書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 企画提案書（様式第9号，第9号-1） ※内容について、第9号-1に沿って作成すること	正本1部、副本9部
② 事業所概要（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本9部
③ 同種業務実績（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本9部
④ 共同提案事業者概要（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本9部
⑤ 財務諸表（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本9部
⑥ 配置予定技術者の経歴調書（参加表明書添付資料再添付）	正本1部、副本9部
⑦ 経費見積書（様式第10号）	正本1部、副本9部
⑧ 見積参考図書（任意様式）	正本1部、副本9部

※上記①から⑧までの書類を1セットとし、正本1部及び副本9部として調製すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。

別紙4 審査項目及び審査基準の概要

審査項目		審査基準の概要	
提出書類の審査	企業の実績 (20点)	(1) 企業の経営規模及び信頼性 (2) 主要実績及び本業務と同種業務の実績	企業としての経営規模、履行能力及び主要実績、同種業務実績内容等について評価する。
	配置予定者の経歴、実績等 (20点)	(3) 業務実施体制としての取組 ※企画提案書「(2)業務実施体制としての取り組み」の内容についても評価に反映する	
	プレゼンテーション・ヒアリングによる審査	企画提案内容 (50点)	(4) 検討支援方針（コンセプト）
(5) 業務目標の達成に資する提案か。			
(6)業務スケジュール			
(7)費用積算根拠（10点） （積算根拠の具体性、妥当性）		・費用積算根拠は妥当であるか。 （積算根拠の具体性、妥当性）	